

介護認定有効期間 36 か月の判定開始について

1 内容

介護保険法施行規則が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から、更新申請による認定の有効期間が最大 36 か月まで延長が可能となった。

市では、認定審査会委員と協議を重ねた結果、委員全体の下承が得られたことから、11 月 1 日以降の認定審査会から更新申請における認定有効期間を最大 36 か月の適用を開始する。

2 その他

認定更新後の有効期間が 36 か月と長期になる場合があることから、本人、家族や介護サービス事業所、ケアマネジャーによる本人の状態の変化の把握と、必要に応じて適切な区分変更申請に努めて頂くよう、改めて周知に努める。

3 参考

認定申請		変更日	備考（認定有効期間等）
新規申請		平成 24.4～	原則 6 ヶ月（12 ヶ月まで延長可）
区分変更申請		平成 23.4～	原則 6 ヶ月（12 ヶ月まで延長可）
更新申請	要介護→要支援	令和元.11～	原則 12 ヶ月 <u>（36 ヶ月まで延長可）</u>
	要支援→要介護		原則 12 ヶ月 <u>（36 ヶ月まで延長可）</u>
	要介護→要介護	令和元.11～	原則 12 ヶ月 <u>（36 ヶ月まで延長可）</u>
	要支援→要支援	令和元.11～	原則 12 ヶ月 <u>（36 ヶ月まで延長可）</u>

以上